

規制に係る事前評価書

法令の名称	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案
政策の名称	有害物質貯蔵指定施設についての規定
担当部局・評価者	環境省 水・大気環境局 土壌環境課 地下水・地盤環境室長 宇仁菅 伸介 電話番号:03-5521-8309
評価実施時期	平成23年11月15日 (分析対象期間:平成24年6月～平成27年5月)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	地下水汚染の未然防止を図るため、措置の対象施設を確実に把握する。
内容	地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号)によって新たに措置されることとなった指定施設であって有害物質を貯蔵するもの(有害物質貯蔵指定施設)について、有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設を対象とすることとする。
関連条項	水質汚濁防止法第5条第3項、水質汚濁防止法施行令第4条の4
必要性	近年、有害物質使用特定施設(有害物質の製造等を行う施設であって水を排出するもの)や有害物質を貯蔵する施設が原因と推定される地下水汚染事例が継続的に確認されており、地下水の特性(一度汚染されると汚染された状態が続くこと、原因者の特定が困難であること等)から、地下水汚染の未然防止を図ることが必要である。
費用	
遵守費用	規制の対象施設となることにより、届出書類の作成費用、基準遵守費用、定期的に点検するための費用等が発生する。
行政費用	都道府県や政令で定める市において、届出の受理に係る費用、基準遵守状況の確認のための費用と命令を課すための費用が発生する。
その他の費用	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。
便益	新たな義務の対象となる施設を把握し、それらの施設に基準を遵守し、その状況を点検させることにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができ、その結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができる。

想定される代替案	
代替案①	今次の有害物質貯蔵指定施設の規定は、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。
	費用
	遵守費用
	行政費用
その他の費用	
便益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)
当該規制が設けられなかった場合、有害物質を貯蔵する施設からの有害物質の漏えい、地下への浸透事例が今後継続的に発生すると考えられる。その結果、地下水に影響を及ぼし、場合によっては周辺住民の飲用する井戸において検出されることで、人の健康又は生活環境に被害を及ぼすことが考えられる。
費用:事業者については、規制の対象施設となることにより、水質汚濁防止法の一部を改正する法律において定められた届出書類の作成費用、基準遵守費用、定期的に点検するための費用等が発生する。

わかれに、届出書類の作成費用、基準遵守費用、定期的に点検するための費用等が発生する。

また、行政費用については、都道府県や政令で定める市において、届出の受理に係る費用、基準遵守状況の確認のための費用と命令を課すための費用が発生する。

便益： 新たな義務の対象となる施設を把握し、それらの施設に基準を遵守し、その状況を点検させることにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができ、その結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができる。

また、新たな義務の対象となる施設を把握し、それらの施設に基準を遵守し、その状況を点検させることにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができ、その結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができることから、当該規制は有効である。

#### 有識者の見解その他の関連事項

平成23年中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会において審議され、中央環境審議会会長から9月29日付けで環境大臣へ「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設について(第1次答申)」について」が答申された。その中で、有害物質貯蔵指定施設について対象とすべき施設が掲げられているところ

#### レビューを行う時期又は条件

法律の規定は、改正法の附則の規定に基づき、改正法施行5年後を予定している。また、科学的知見に基づき、随時見直しを行うこととする。

#### 備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案】

規制の内容	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案	
担当部局	環境省 水・大気環境局 土壤環境課 地下水・地盤環境室長 宇仁菅 伸介 電話番号：03-5521-8309	
評価実施時期	平成23年11月15日（分析対象期間：平成24年6月～平成27年5月）	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】地下水汚染の未然防止を図るため、措置の対象施設を確実に把握する。</p> <p>【内容】地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）によって新たに措置されることとなった指定施設であって有害物質を貯蔵するもの（有害物質貯蔵指定施設）について、有害物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設を対象とすることとする。</p> <p>【必要性】近年、有害物質使用特定施設（有害物質の製造等を行う施設であって水を排出するもの）や有害物質を貯蔵する施設が原因と推定される地下水汚染事例が継続的に確認されており、地下水の特性（一度汚染されると汚染された状態が続くこと、原因者の特定が困難であること等）から、地下水汚染の未然防止を図ることが必要である。</p>	
	水質汚濁防止法第5条第3項、水質汚濁防止法施行令第4条の4	
想定される代替案	今次の有害物質貯蔵指定施設の規定は、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	規制の対象施設となることにより、届出書類の作成費用、基準遵守費用、定期的に点検するための費用等が発生する。	—
(行政費用)	都道府県や政令で定める市において、届出の受理に係る費用、基準遵守状況の確認のための費用と命令を課すための費用が発生する。	—
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響	—
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	新たな義務の対象となる施設を把握し、それらの施設に基準を遵守し、その状況を点検させることにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができ、その結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができる。	—
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>当該規制が設けられなかった場合、有害物質を貯蔵する施設からの有害物質の漏えい、地下への浸透事例が今後継続的に発生すると考えられる。その結果、地下水に影響を及ぼし、場合によっては周辺住民の飲用する井戸において検出されることで、人の健康又は生活環境に被害を及ぼすことが考えられる。</p> <p>費用：事業者については、規制の対象施設となることにより、水質汚濁防止法の一部を改正する法律において定められた、届出書類の作成費用、基準遵守費用、定期的に点検するための費用等が発生する。 また、行政費用については、都道府県や政令で定める市において、届出の受理に係る費用、基準遵守状況の確認のための費用と命令を課すための費用が発生する。</p> <p>便益：新たな義務の対象となる施設を把握し、それらの施設に基準を遵守し、その状況を点検させることにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができ、その結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができる。</p> <p>また、新たな義務の対象となる施設を把握し、それらの施設に基準を遵守し、その状況を点検させることにより、地下水汚染の発生を未然に防止することができ、その結果、人の健康や生活環境への被害の発生を防止することができることから、当該規制は有効である。</p>	
有識者の見解その他の関連事項	平成23年中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会において審議され、中央環境審議会会長から9月29日付けで環境大臣へ「水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定施設の対象となる施設について（第1次答申）」について」が答申された。その中で、有害物質貯蔵指定施設について対象とすべき施設が掲げられているところ。	

レビューを行う時期又は条件	法律の規定は、改正法の附則の規定に基づき、改正法施行5年後を予定している。また、科学的知見に基づき、随時見直しを行うこととする。
備 考	